

装官会第23号
27.10.1
一部改正 装官会第3135号
令和3年3月10日
一部改正 装官総第4804号
令和3年3月31日
一部改正 装官総第12305号
令和3年8月27日
一部改正 装官会第17764号
令和6年9月27日

長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長
殿

防衛装備庁長官
(公印省略)

防衛装備庁所管国有財産（船舶等）の取扱いに関する事務処理要領について（通達）

防衛省所管国有財産（船舶等）の取扱いに関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第28号）第12条の規定に基づき、防衛装備庁所属の国有財産（船舶等）に関する事務処理要領を、別紙のとおり定めたので、遺漏のないよう処置されたい。

添付書類：別紙

防衛装備庁における国有財産（船舶等）の取扱いに関する事務処理要領

（趣旨）

第1 この通達は、防衛装備庁に所属する国有財産（船舶等）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この通達において、次の各号に掲げる用語の定義は、防衛省所管国有財産（船舶等）の取扱いに関する訓令（昭和52年防衛庁訓令第28号。以下「訓令」という）によるほか、次の各号による。

- (1) 「供用」とは、部局所属の船舶等をその用途又は目的に応じて施設等機関の使用に供することをいう。
- (2) 「供用事務担当官」とは、施設等機関が船舶等の供用を受ける場合において当該供用に関する事務を行う施設等機関の職員をいい、研究所においては研究所長、試験場においては試験場長、研究所支所においては支所長、岩国海洋環境試験評価サテライトにおいてはサテライト長をもって充てる。

（供用事務担当官の事務）

第3 供用事務担当官は、供用された船舶等について、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 供用及び供用の廃止の手続に関すること。
- (2) 国有財産の増減の手続きに関すること。
- (3) 国有財産台帳副本（以下「台帳副本」という。）の整理に関すること。
- (4) 船舶等に被害があった場合の部局長への報告に関すること。
- (5) その他船舶等の管理に必要な事項に関すること。

（供用）

第4 部局長は、船舶等を供用する場合には、国有財産（船舶・工作物）供用通知書（別記様式第1）により、供用事務担当官に通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた供用事務担当官は、当該船舶等の状態並びに完成図書及び関係の書類を確認の上、遅滞なく国有財産（船舶・工作物）供用受報告書（別記様式第2）を部局長に送付するものとする。

（供用の廃止）

第5 部局長は、所属替、用途廃止その他の理由により船舶等の供用を廃止しようとする場合には、国有財産（船舶・工作物）供用廃止通知書（別記様式第3）により、供用事務担当官に通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた供用事務担当官は、国有財産（船舶・工作物）返還引継書（別記様式第4）を部局長に送付するものとする。

（船舶の用途廃止の期日）

第6 部局長が、防衛省所管国有財産取扱規則（平成18年防衛庁訓令第118号。以下「規則」という。）第22条第3項の規定により船舶の用途を廃止する場合の期日は、原則として当該船舶の除籍の日とする。

（売払い）

第7 部局長は、船舶の売払いのため規則第24条の規定により防衛大臣の承認を受ける場合には、別記様式第5により防衛大臣に申請するものとする。

2 部局長は、船舶を売り払う場合には、解体の条件を付さなければならない。ただし、特別の事情によりあらかじめ防衛装備庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

3 部局長は、規則第25条の規定に基づき船舶等の売払いを所轄財務局長に通知する場合には、別記様式第6によるものとする。

（受領官の指名）

第8 部局長は、訓令第8条の規定により受領官を指名する場合には、航空装備研究所においては管理部長、陸上装備研究所、艦艇装備研究所及び新世代装備研究所においては総務課長、防衛イノベーション科学技術研究所においては総務・会計ユニット長、試験場においては試験場長、研究所支所においては支所長、岩国海洋環境試験評価サテライトにおいてはサテライト長を充てる。

（受領調書）

第9 受領官は、船舶等の引渡しを受けた場合には、遅滞なく国有財産（船舶・工作物）受領調書（別記様式第7）を部局長に提出するものとする。

（被害報告）

第10 供用事務担当官は、天災その他の事故により船舶等を滅失し、又はき損した場合は、直ちに国有財産（船舶・工作物）被害報告書（別記様式第8）により、部局長に報告しなければならない。

2 部局長は、規則第32条第1項に規定に基づき防衛大臣に報告する場合には、別

記様式第9によるものとする。

3 部局長は、規則第32条第2項の規定に基づき会計検査院に報告する場合には、別記様式第10によるものとする。

(申請書等の送付期日等)

第11 部局長は、次の表の左欄に掲げる書類の提出等については防衛大臣に送付する期日等は、同表の右欄に定めるところによる。

書類	関係条項	送付期日等
国有財産（船舶・工作物）の売 払いについての申請	第7	その都度
国有財産（船舶・工作物）の被 害についての報告	第10の2	
国有財産（船舶・工作物）の亡 失についての報告	第10の3	
国有財産増減及び現在額計算書	規則第41条	証明期間経過後 120日以内
国有財産無償貸付状況計算書		
国有財産増減及び現在額報告書	規則第42条	翌年度の6月15日 まで。
国有財産増減事由別調書		
国有財産見込現在額報告書	規則第43条	当該年度の8月31 日まで。
国有財産見込増減事由別調書		
国有財産無償貸付状況報告書	規則第44条	翌年度の6月15日 まで。
国有財産無償貸付状況増減事由 別調書		
取得、所管換、所属替、用途廃 止又は売払いに関する報告	訓令第7条	当該事由発生の日か ら30日以内
船舶等状況表	訓令第11条	9月末日及び3月末 日からそれぞれ30 日以内

(国有財産台帳の登録等)

第12 部局長は、船舶等について、取得、用途廃止、所管換その他の理由により異動があった場合には、次の各号に掲げる調書又は受渡調書（以下「調書等」という。）を作成し、必要な事項を国有財産台帳（以下「台帳」という。）に記載しなければならない。

- (1) 国有財産（船舶・工作物）取得調書（別記様式第11）
- (2) 国有財産（船舶・工作物）用途廃止調書（別記様式第12）
- (3) 国有財産（船舶・工作物）所管換、所属替受渡証書（別記様式第13）
- (4) 国有財産（船舶・工作物）台帳変更調書（別記様式第14）

2 部局長は、前項の規定により調書等を作成し、又は台帳に記載した場合には、調書等の写し及び台帳副本をその都度供用事務担当官に送付するものとする。

(台帳の登録期日)

第13 部局において、台帳に登録する場合の期日は、訓令第10条各号に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 船舶の売払いについては、契約の相手方に当該船舶等の引渡しをした日
- (2) 船舶等の取壊しの完了については、当該船舶等を分任物品管理官に引継いだ日又は廃棄した日

(所属替に伴う台帳の送付)

第14 部局長は、船舶等の所属替を行った場合には、当該船舶等に係る台帳を所属替先部局長に速やかに送付するものとする。

(国有財産増減報告書)

第15 供用事務担当官は、模様替その他の理由により国有財産に増減が生じた場合には、遅滞なく国有財産増減報告書（別記様式第15）を部局長に提出するものとする。

(物品への編入)

第16 部局長は、国有財産を物品に編入しようとする場合には、用途廃止工作物引継書（別記様式第16）により、分任物品管理官に引継ぎを行うものとする。

(現況報告)

第17 船舶等の供用を受けている供用事務担当官は、9月末日及び3月末日現在における船舶等の現況を別記様式第17により翌月10日までに部局長に報告するものとする。

別記様式第1（第4関係）

発 簡 番 号
年 月 日

殿

官 職 氏 名

国有財産（船舶・工作物）供用通知書

次のとおり国有財産を供用する。

	区分	
	種目	
供用する財産	名称 又は細分	
	用途 又は構造	
	数量	
	価 格 (円)	
供用年月日	年 月 日	
所在地（工作物のみ。）		
添付書類		
備考		

別記様式第2（第4関係）

発 簡 番 号

年 月 日

殿

官 職 氏 名

国有財産（船舶・工作物）供用受報告書

次のとおり国有財産の供用を受けた。

供用を受けた財産	区分	
	種目	
	名称 又は細分	
	用途 又は構造	
	数量	
	価 格 (円)	
	供用年月日	年 月 日
所在地（工作物のみ。）		
根拠文書		
備考		

別記様式第3（第5関係）

発 簡 番 号
年 月 日

殿

官 職 氏 名

国有財産（船舶・工作物）供用廃止通知書

次のとおり国有財産の供用を廃止する。

供用を廃止する財産	区分	
	種目	
	名称 又は細分	
	用途 又は構造	
	数量	
	価 格 (円)	
	供用年月日	年 月 日
所在地（工作物のみ。）		
根拠文書		

別記様式第4（第5関係）

発 簡 番 号
年 月 日

殿

官 職 氏 名

国有財産（船舶・工作物）返還引継書

- 1 口座名
- 2 所在地
- 3 区分、種目、数量等

区分	種目	用途、名称又は 細分	構造、寸法、 性能、型式等	数量	価格
					(円)

上記のとおり国有財産（船舶・工作物）を返還し引継ぎを了した。

令和 年 月 日

引継者 官職 氏 名

引受者 官職 氏 名

殿

官 職 氏 名

国有財産（船舶・工作物）の売払いについて（申請）

標記について、防衛省所管国有財産取扱規則（平成18年防衛庁訓令第118号）
第24条の規定に基づき、下記のとおり申請する。

記

1 当該財産の台帳記載事項

- (1) 口座名
- (2) 所在地
- (3) 区分、種目、数量等

区分	種目	用途、名称	構造・寸法・性能	数量	価格 (円)

2 売払いをしようとする事由

3 相手方の用途及び利用計画

4 価格評定調書又は鑑定書

5 代金の納入方法及び納入期限

6 指名競争に付し、又は随意契約によろうとする場合は、その事由並びにその根拠となる法令の名称及び条項

7 随意契約によろうとする場合は、相手方の住所及び氏名

8 用途指定の売払いの場合は、その用途並びに用途に供しなければならない期日及び期間

9 その他参考事項

添付書類：別紙「価格評定調書」又は「鑑定書」

注 第6項から第8項までについては、該当事項のみ記載する。

別紙

船舶・工作物売払価格査定調書

年 月 日

評定者 官職 氏 名

船舶 の用途名称		部局名	備考	
工作物				
区分	数量	単価 (円)	価 格 (円)	
素				
材				
価				
格	計 (A)			
解				
体				
経				
費	計 (B)			
売払い査定価格 (A - B)				

評定者は、供用事務担当官とする。

別記様式第6（第7関係）

発 簡 番 号
年 月 日

〇〇財務局長 殿

官 職 氏 名

国有財産（船舶・工作物）の売払いについて（通知）

標記について、普通財産（船舶・工作物）を売払いしたので国有財産施行令（昭和23年政令第246号）第13条の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

1 当該財産の台帳記載事項

- (1) 口座名
- (2) 所在地
- (3) 区分、種目、数量等

2 売払いをした財産の数量

3 売払い年月日

- (1) 年月日
- (2) 事由

区分	種目	用途・名称	構造・寸法・性能	数量	価格 (円)

4 売払い価格

5 売払いした相手方の住所及び氏名

6 その他参考事項

添付書類：別紙「価格評定調書」又は「鑑定書」

別記様式第7（第9関係）

年 月 日

殿

所属
官 職 氏 名

国有財産（船舶・工作物）受領調書

	区分		数量	
	種目		取得の事由	
	用途		取得相手方	
	名称又は細分		受領年月日	
	番号		受領場所	
要	船体材料		軸馬力	
	排水量（トン）		軸数	
	速力（ノット）		建造所	
目	全長		起工	
	幅		進水	
	深さ		しゅん工	
	喫水		(年度) 建造番号	
	主機			

注 新造又は購入の場合は、受領検査調書を添付する。

別記様式第8（第10関係）

発 簡 番 号
年 月 日

殿

官 職 氏 名

国有財産（船舶・工作物）被害報告書

1 当該財産の台帳記載事項

- (1) 口座名
- (2) 所在地
- (3) 区分、種目、数量等

区分	種目	用途・名称	構造・寸法・性能	数量	価格 (円)

2 滅失又はき損の原因、事故発生の日時及び場所

- (1) 原因
- (2) 日時
- (3) 場所

3 被害財産の明細（数量及び被害の程度を記載すること。）

4 損害見積価格及び復旧可能のものについては、復旧費の見込額

5 き損した財産の保全又は復旧のために執った応急措置

6 その他参考事項

防衛大臣 殿

防衛省所管国有財産部局長
防衛装備庁長官

国有財産（船舶・工作物）の被害について（報告）

標記について、部局所属の行政財産（船舶・工作物）に別紙のとおり事故による被害があったので、防衛省所管国有財産取扱規則（平成18年防衛庁訓令第118号）第32条第1項の規定に基づき、報告する。

添付書類：別紙「国有財産（船舶・工作物）被害調書」

別紙

国有財産（船舶・工作物）被害調書

1 当該財産の台帳記載事項

- (1) 口座名
- (2) 所在地
- (3) 区分、種目、数量等

区分	種目	用途・名称	構造・寸法・性能	数量	価格 (円)

2 滅失又はき損の原因、事故発生の日時及び場所

- (1) 原因
- (2) 日時
- (3) 場所

3 被害財産の明細（数量及び被害の程度を記載すること。）

- 4 損害見積価格及び復旧可能のものについては、復旧費の見込額
- 5 き損した財産の保全又は復旧のために執った応急措置
- 6 その他参考事項

会計検査院長 殿
（防衛大臣 経由）

防衛省所管国有財産部局長
防衛装備庁長官

国有財産（船舶・工作物）の亡失について（報告）

標記について、部局所属の行政財産（船舶・工作物）に別紙のとおり事故による被害があったので、会計検査院法（昭和22年法律第73条）第27条の規定に基づき、報告する。

添付書類：別紙「国有財産（船舶・工作物）被害調書」

別紙

国有財産（船舶・工作物）被害調書

- 1 管理部局名及び部局長官職、氏名
 - (1) 管理部局名
 - (2) 部局長官職、氏名（管理期間）
- 2 当該財産の台帳記載事項
 - (1) 口座名
 - (2) 所在地
 - (3) 区分、種目、数量等
- 3 亡失の原因、事故発生の日時及び場所
 - (1) 原因
 - (2) 日時
 - (3) 場所
- 4 被害財産の明細（数量及び被害の程度を記載すること。）

区分	種目	用途・名称	構造・寸法・性能	数量	価格 (円)

- 5 損害見積価格
- 6 その他参考事項

注 管理期間は、亡失時と報告時における部局長が異なる場合記入する。

別記様式第11（第12関係）

国有財産（船舶・工作物）取得調書

1 当該財産の台帳記載事項

- (1) 口座名
- (2) 所在地
- (3) 区分、種目、数量等

区分	種目	用途・名称	構造・寸法・性能	数量	価格 (円)

2 取得年月日

- (1) 年月日
- (2) 事由

3 相手方の住所及び氏名（法人の場合は、住所、名称及び代表者氏名）

4 その他参考事項

令和 年 月 日

防衛省所管国有財産部局長

官職 氏名

別記様式第12（第12関係）

国有財産（船舶・工作物）用途廃止調書

1 当該財産の台帳記載事項

- (1) 口座名
- (2) 所在地
- (3) 区分、種目、数量等

区分	種目	用途・名称	構造・寸法・性能	数量	価格 (円)

2 用途廃止年月日及び事由

- (1) 年月日
- (2) 事由

3 用途廃止した後の処分方法

4 その他参考事項

令和 年 月 日

防衛省所管国有財産部局長

官職 氏 名

別記様式第13（第12関係）

国有財産（船舶・工作物）所管換、所属替受渡証書

受渡 令和 年 月 日

渡 防衛省所管防衛装備庁所属国有財産部局長

官職 氏名

受 防衛省所管防衛装備庁所属国有財産部局長

官職 氏名

次のとおり、国有財産の受渡しを了した。

区分	渡	受
所管名		
会計名		
分類		
種類		
用途		
増減事由用語		

所在					
区分	数量単位	数量	価格 (円)	有償価格 (円)	備考
計					

注 記載要領は、国有財産受渡証書について、（蔵理第3381号。33.12.15）に準ずる。

別記様式第14（第12関係）

国有財産（船舶・工作物）台帳変更調書

1 当該財産の台帳記載事項

- (1) 口座名
- (2) 所在地
- (3) 用途、名称又は細分
- (4) 構造、寸法、性能、型式等

2 変更事項（増減記録を除く。）

台帳の欄名	変更前	変更後

3 増減記録

	記事	根拠文書
異動年月日		
増減事由		
増額（円）		
減額（円）		
現在額（円）		

令和 年 月 日

防衛省所管国有財産部局長

防衛装備庁長官 氏 名

別記様式第15（第15関係）

発 簡 番 号
年 月 日

殿

官 職 氏 名

国有財産増減報告書

区分	種目	名称又は細分	年月日	増減事由	数量	価格（円）

注 増減事由は、属具の取付け、取壊し、模様替等を記入する。

別記様式第16（第16関係）

用途廃止工作物引継書

引継年月日

渡 官職 氏 名

受 官職 氏 名

次のとおり引継ぎを了した。

細分						
構成品名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	程度	備考

注 程度欄には、使用可能、修理可能、修理不能等を記入する。

別記様式第17（第17関係）

船舶等現況表（令和 年 月 日現在）

船舶

（価格単位 円）

区分	種別	隻数	トン数	価格	備考									
					取得	種別	名称	トン数	価格	事由	年月日	摘要		
自衛艦	就役													
		計												
	除籍													
	計													
	合計													
支援船	就役													
	除籍													
	計													
その他														
合計														
工 作 物					備考									
種目	用途	個数	価格											
橋梁	浮き橋													
諸標	浮標													
合計														

- 注：1 船舶の「その他」の欄に、防衛装備庁に所属している船舶を記載するものとする。
- 2 備考欄は、当該機関において取得、所管換、所属替等の異動が生じた財産について記載する。